須賀川労働基準協会 通信(26年12月)

協会のHP http://www.srkkyo.sakura.ne.jp もご覧ください

師走を迎えました。毎年の感想ですが、時間のたつのが早く、もう師走かという気持ちです。 協会の仕事では日程調整と場所確保の関係で、早め早めの対応が求められ、常に2、3か月先の予定 を検討しています。そのため、少々あわただしく、なおさらその感が深いのかもしれません。

前号でも書きましたが、11月は教育講習と各種研修が重なり、忙しい月でした。この12月号ではそれらの報告は簡単にさせていただき(一面のみ)、法令の改正や各種のお知らせを中心に、紙面を構成したいと思います。なお、「協会だより」は新年号を年明け早々にお届けする予定です。

<協会の最近の活動報告>

「リスクアセスメント協議会 11月研修」開催 11月5日

協議会参加の事業場のみなさんが集まり、リスクアセスメントを学ぶ協議会の11月研修です。 新たな事業場の参加も歓迎しますので、リスクアセスメントを導入したい事業場はご検討ください。

「労働法セミナー」参加 11月6日

厚生労働省の委託事業で全国展開のセミナーを福島市で開催され、事務局から大倉が参加し 勉強してきました。労働契約法を中心とした説明を受けました。 (内容等次ページ参照)

「労務研修会」開催 11月10日

毎年開催の「労務研修会」「労災研修会」。11月には労務研修会でした。 監督署の小野課長から「基準法」を中心に労務管理の問題。職安の担当者から、「各種助成金」の説明を受けました。

「玉掛技能講習」開催 11月6日

今年度3回目の玉掛技能講習を開催しました。今年度は4回計画しており、次回2月予定です。

「職長教育 | 開催 11月18、19日

製造系の事業所を対象とした職長(=監督者)に対する教育で、法的にも要求される教育です。

「職長・安全責任者教育」開催 11月26、27日

建設事業向けの職長教育。建設現場で任命しなければならない「安全責任者」教育も兼ねる。

「労働保険事務組合県南ブロック研修会」参加 11月27日

定例の勉強会で、労働保険事務組合業務を行っている組織の勉強会へ参加しました。

「県内労働基準協会連絡会」参加 11月28日

年に数回開催。県内の9つの労働基準協会の事務局打合せ。今回は福島市で開催。



玉掛技能講習



労務研修会



職長教育

第44回「年末年始無災害運動」2014年12月15日~2015年1月15日

今回のスローガンは「安全の足並み揃えて 手を抜かず 年末年始もゼロ災害」です。 多くの会員事業場のみなさんから、安全ポスターをはじめ、年末・年始の安全活動用品の注文をいただき ありがとうございます。何かとあわただしい、年末年始にも、安全衛生管理に休みはありません。年の終わり を無事故で納め、新たな年も、無事故で迎えるため、「年末年始無災害運動」に取組んで下さい。 実施要領は須賀川労働基準協会HP 中央災害防止協会HP に掲載しております。

①労働安全衛生法改正に関する情報

各事業場において「労働法」の改正等については、注意してフォローしていることと思いますが、 今回の通信では改正が予定されている労働法関係について、お知らせいたします。当協会としても 「労務研修会」や「労災研修会」を中心に、情報を提供しておりますが、各事業場においても、積極的 に情報をとり、事業場内の労務管理、安全衛生管理に生かして下さい。 なお、詳しく知りたい場合は、遠慮なく当協会へ問い合わせください。

1. 化学物質について、「リスクアセスメントの実施」が義務化

「リスクアセスメント」の導入は法的にも規定されていますが『義務』までは規定されていません。 しかし、平成28年6月からは関係する事業場ではリスクアセスメントの実施が「義務化」されます。 化学物質(640物質)は広く使われていますので、該当する事業場も多くなります。 自社が該当するのかどうか、事前の確認をお願いします。

2. 「ストレスチェックの実施」が義務化

職場のメンタルヘルス不調は放置できない大きな労務・労災問題で、法的な対応が求められることになります。 平成27年12月からは社員の心理的負担の程度を検査する、ストレスチェックの実施が義務化されます。

個人情報の扱い面で難しさもあり、事業場としてその内容を把握しておく必要があります。

3. 「受動喫煙防止措置」が義務化

平成27年6月から労働者の受動喫煙を防止の適切な措置を講ずることが義務化されます。

4. その他の改定(繰り返し災害発生企業を公表制度、事前届出の廃止、保護具検定など)

②労働契約法に関する情報

1ページに「労働法セミナー」参加について記載しましたが、セミナーの主な内容は、「労働契約法」の啓蒙です。 労働契約法は平成20年3月施行の新しい法律で、平成24年8月に有機労働契約に関する新たなルールが定められています。 基本的な労務管理事項です。ご確認ください。

促進運動

2014 12/1 0 2015 4/30

③その他の情報

A: 法律の変更情報が続きますが、「パートタイム 労働法」が変わります。

平成27年4月1日施行で、主な改定は下記の通りです。

- 1. 正社員とパートタイム労働者の処遇 不合理な格差があってはならない。
- 2. 事業主説明義務 事業主は雇用管理の内容を説明する義務。
- 3. 違反事業主公表 改善勧告に従わない事業主名公表。
- B:「安全衛生教育促進運動」 雇入れ時教育、職長教育 技能講習、特別教育等は 労働安全衛生法で実施 することが義務づけられ ています。

実施したい教育等があれば、ご相談ください。

協力団体

福島産業保健支援センター等と連携して対応します

4)死亡事故撲滅対策

死亡事故撲滅活動も最後の1ヶ月。業種 別の取組事項を再度チェック願います。



☆ 協会HP にリーフレット掲載